

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス  
抑止方策に関する検討会」（第1回及び第2回）  
における構成員の主なご発言

---

2019年6月20日  
事務局

※下線は第2回会合における追加分の発言

## ○ 田村構成員

- ・アクセス警告方式は、基本的にはユーザの心理に働きかけるというものであるため、どの程度実効性があるのかということが大変重要。コストをかける分の実効性があるのかどうか非常に気になるところ。
- ・海賊版コンテンツのダウンロードが違法化されていない場合と、違法化されている場合とで、場合分けをした上で、議論を進める必要。

## ○ 長田構成員

- ・アクセス警告方式の対象となるものについて、今現在、海賊版コンテンツのダウンロードが違法であるという法的な根拠がない状態の中で、検討をすることは順番が違うのではないか。
- ・仮に海賊版コンテンツのダウンロードが違法であるという場合であったとしても、アクセス警告方式の有効性については別途検討する必要がある。
- ・静止画のダウンロード違法化が検討されているという話があったが、アクセスする段階では、技術的に、ダウンロードをしようとしているのか、ただ閲覧しようとしているのか区別がつかないのではないか。結果的にダウンロード行為が違法になった場合でも、アクセスする段階で警告を出すことについては問題があるのではないか。
- ・静止画ダウンロードが違法化される際にその違法化される対象が広い場合には、アクセス警告が大量に表示される可能性もある。何を違法とするかが明確になっていなければならない。

### ○ 田村構成員

- ・アンケート結果を見ると、ダウンロード違法化の可否は一般の方の意識に対してはあまり影響がない。そうすると、アクセス警告方式を実施する主たる理由は、ユーザの不利益を免れさせるというより、やはり権利者の利益を守るために実効的な手段という位置づけにならざるを得ない。その際、ダウンロードはせずにアクセスする場合でも、ユーザ本人の行為は違法にならないにしても、海賊版サイト運営者の違法行為を助長することになるとはいえる。
- ・警告画面をどのようなサイトに出すのかについては、海賊版サイトに限って警告を出すような仕組みが担保されるのであれば、ダウンロード違法化の議論のときに反対した人も、そのときの懸念が大分取り除かれ、大多数が賛成する可能性があると思われる。

## ○ 江崎座長代理

- ・技術上、ISPが持っているDNSだけでは全ユーザのアクセスというのは把握できないということになるため(=ISPが運用するものではない、外部のDNSを使う者もいるため)、ACTIVE方式での注意喚起は、有効な方式ではあるが、全てのユーザに対しての措置をDNSを使って実施するという事は、困難。
- ・グローバルにシステム全体が動いているため、国内だけでは問題解決できない。ISPを含めて通信事業者は、グローバルな協調と、グローバルシステムの構造を壊さないことを前提に対応を検討している。

## ○ (一社)日本インターネットプロバイダー協会

- ・ネットワークの中に対策に必要なシステムを入れることは難易度が高い。特に警告画面を表示させ「本当にアクセスしますか。」と問うた後に「はい」と回答された場合、元の通信の構成に戻すことが困難。

## ○ 長田構成員

- ・オプトアウトができれば包括的な同意取得が可能という考え方について疑問がある。全く海賊版サイト、リーチサイト等にアクセスしようとしなない者にとっては、包括同意で当該方式に基づく注意喚起等が行われていた場合、そのようなことがなされていることすら気付く機会がないのではないかと懸念している。

## ○ 森構成員

- ・プロバイダの用意したDNSを使うユーザのほぼすべての通信をチェックする方法であるならば、包括同意とせざるを得ないことになるが、その整理が可能であるのか議論をすべき。包括同意として法的整理をするに当たっては、多くのユーザが同意するような事柄であることが必要。
- ・ACTIVEの場合は、マルウェア配布サイトにアクセスしようとしていた際に危険性があるので警告表示を行うという多くのユーザが同意をするものであり、そのためには自分の通信を見られても構わないということだったが、海賊版サイトの場合にそれと同じことが言えるのかどうか問題。その意味では、ダウンロード違法化と表裏一体の関係にあるのではないか。ダウンロード違法化がなければ、ユーザ自身にとっては、海賊版サイトにアクセスしてもさほど不利益はなく、特に海賊版サイトに興味がない人にとっては、なぜそのようなことのために自分の通信を見られなければいけないのかがわからず、同意が見込めないということになる。そうすると、ACTIVEと同じロジックが使えないのではないか。

## ○ 上沼構成員

- ・定型約款に関しては必ずしも事前に約款の内容を開示することが要求されていないため、ユーザとしては、警告が出ない限り自分の通信が見られているということを知らない可能性がある。従来、通信の秘密は守られているというのが前提だったので、約款中に通信内容を見られるという条項が入っている可能性があるとは考えてはいないと思われる。そうすると、包括同意を認めるとしても、事前の内容開示が前提とされていない定型約款中に通信の秘密に関する同意を入れ込む形にするのは適切ではないのではないか。

## ○ (一社)日本インターネットプロバイダー協会

- ・アクセス警告方式は、同意に基づく点において、ブロッキングに比べると一段ソフトな方法ではあるものの、包括同意で良いのかどうかについては、慎重な検討が必要。

## ○ 森構成員

- ・約款による包括同意が有効な同意といえるための条件として「通常のユーザであれば想定できる」と判断するためには、受容性調査の結果を見る必要があるところ、同意する・許容できるという人が過半数より少ないので、包括同意を有効な同意とする整理は難しいのではないか。

## ○ 出版広報センター

- ・アクセス警告方式へのこだわりがあるわけではなく、少しでも海賊版の被害が減る方策であり、かつ通信事業者への負荷が小さい方策を実施していただきたい。

## ○ 日本漫画家協会

- ・海賊版対策の推進はしたいが、国民生活に影響が出すぎるとなると心理的な抵抗感がある。

## ○ 森構成員

- ・意見募集ではEnd to Endの原則に則った対応をすべきという意見も多数あり、今後の海賊版サイト対策としては、犯人の検挙やフィルタリングといったエンド側での対応が強調されるべきだということがこの検討会の一つの成果ではないか。

## ○ 長田構成員

- ・アクセス警告方式そのものに大きな課題があるということなので、やはりエンド側で対応すべき。

## ○ 長田構成員

- ・通信の秘密は絶対的に守らなければいけないもの。例えば、児童ポルノのブロッキングについて検討したときには、きちんと議論をした上で、これはやむを得ないということで納得した。海賊版対策についても必要性は十分理解しており、対応出来る点は一緒に対応したいと考えているが、その必要性と比較して通信の秘密を軽く考えることについては、非常に疑問がある。

## ○ 森構成員

- ・提案募集の結果を見ると、通信の秘密の侵害に対して強い懸念が持たれているということを非常に強く感じる。ブロッキングを可能にする法律を作るにせよ、アクセス警告方式を可能にする包括同意の整理をするにせよ、いずれにしても、簡単にできることではないという指摘が多かったので、これらの点を今後の海賊版サイト対策全体を考える上でも心がけるべき。
- ・「通信の秘密を侵しうる重要な事項がこのような気づきにくい方法で同意を求めることは不適切」「通信の秘密の侵害に対して、通常の利用者であれば承諾することが想定される場合を想定することはそもそも困難」「個別具体的かつ明確な同意ではなく、約款等による包括的な同意で済ませることは通信の秘密の侵害のおそれが極めて高い」といった意見が寄せられたことから、通信の秘密に関する同意を個別同意から包括同意に切り下げることについての警戒心が非常に強いということも分かり、この点については今後の他の場面でも意識していくべき。

## ○ 上沼構成員

- ・警告を表示させるためのシステムを通信経路に組み込む必要はなく、フィルタリングにより通信経路に関与することなく警告表示を出すことも可能。通信経路で警告を出す理由が特にあるのかどうかについてはしっかり検討する必要があるのではないか。

## ○ 森構成員

- ・警告を表示させるためのシステムを端末側に組み込むことは、通信の秘密を侵害しないというメリットがあり、賛成。
- ・フィルタリング促進のための動機づけとしては、例えば正規版のサイトが何時間か見られる等のユーザインセンティブを与えることも考えられる。

## ○ 江崎座長代理

- ・フィルタリングで対応するのが一番正しい解だと思われる。通信経路で対応するというのは、インターネットそのものの構造に大きなインパクトを与えることになる。

## 【コスト負担の在り方について】

### ○ 長田構成員

- ・コスト負担についても、ユーザを含めてきちんと議論をしていくことが重要。

## 【実証実験の必要性について】

### ○ 曾我部構成員

- ・アクセス警告方式についてもACTIVEと同様に実証実験のようなものを実施したほうがよいのではないか。